

第 1 W G に関する平成 1 7 年度第 2 回計量行政審議会での主な御発言

- ・ 指定製造事業者の拡充の部分に関して、徴税に関わる計量器があり、例えばアルコールや石油などは流量計で計られている。これらの流量計は、製造メーカーの計量士が管理していれば徴税に使用できるという通達があり、これは指定製造事業者の品質管理が十分であるとお墨付きである。指定製造事業者の能力を是非活用して頂きたい。
- ・ 計量は、暮らしの基本であり、大切なもの。規制の対象とするべき計量器について、他法令等による規制と計量法による規制とでは、規制の内容が異なることから、他法令等により規制されているからといって、計量法の規制対象外とすることには納得がいかない。
- ・ J I S マークは任意の規格であり、J I S マークが適しているとしても活用されるか否かは分からない。また、J I S マークは認知度は高いが、認識度は高いとは言えず（J I S マークが何を意味しているかは知られていない）、消費者がどこまで理解できるかも考えて欲しい。
- ・ 消費者にとっては事後規制の充実が大切。「不正事業者が恐れるのは、行政指導ではなく、消費者等の信頼を失うこと」というが、不正事業者にとっては、消費者の信頼を失うことのみではなく、行政指導等の処分も同じく恐れているのではないか。事後規制は最後の砦であり、事業者名の公表だけでなく、行政処分としての罰則強化や監視強化は信頼性の確保になるほか、不正事業者に対する抑止力にもなることから、検討をお願いしたい。
- ・ 指定製造事業者制度の拡充については、自ら製造したものを自ら検査、修理するというのは、信頼性の観点から疑問。
- ・ 「安価な検査・検定手数料が民間参入の妨げとなっている」との記述について、電気計器では 1 台当たりの検定手数料は 500 円から 70,000 円程度であるのに対し、都道府県が行う水道メーターやガスメーターでは 100 円から 5,000 円程度となっており、安価な手数料が民間参入を妨げる一つの要因となっている可能性は考えられる。しかしながら、電気計器に関して日電検がそれなりの利益を上げていることを考えると手数料以外にも参入障壁があるのではないかと考えられるので、それらを洗い出してみることも必要ではないか。
- ・ 骨子 7 ページ「その他」における「電気計器については修理品の検定不合格率が新品に比べて高い」という点については、平成 10 年に計量行政室が行った調

査によると、他の計量器にも見られる一般的な傾向となっているので、電気計器だけを検討から除くようなことのないよう、全般的な検討をお願いしたい。

- 資料7 1 - 2のうち、「電気計器の修理事業者は、ほぼ100%電力会社の子会社と聞いており、公平性の観点から問題があると考えられる」という点について、公平性や公正性の担保は、資本関係によって判断されるのではなく、品質管理体制が確立されているのか否か、という観点から判断されるべきもの。また、指定製造事業者制度は現在も資本関係に係わらず公平性は確保されている仕組みになっている。
- 現在審議されている計量制度の見直しは、小さな政府、行財政改革という大きな流れに沿って検討されているものと思う。3点意見を述べると、計量法による規制は最小限なものとし、規制する場合でも民間の負担を軽減するよう最小限かつ合理的なものにして頂きたい。安全・安心への配慮は必要だが、一方で危害が発生する可能性の小さいものは、検査・検定を事業者自身に委ねるという政府の方針を踏まえ、安全・安心と規制改革を両立させたバランスの取れた見直しを行って頂きたい、国等が独占的に行われる検査等は、顧客満足度を低下させる面もあるので、民間への開放を積極的に進めて頂きたい。いずれにせよ、官と民とが協力し、問題を引き起こさない有効な仕組みを構築することが重要である。我が国が目指す大きな流れに沿って効率的かつ、有効的な見直しを行って頂きたい。
- 手数料が安いことが民間の参入障壁となっているということと、受検者の負担を下げるために競争を促進するということが矛盾しているのではないか。また、行政全体の中での計量行政の重要度について、地方自治体は再考すべきではないか。人員等が削られていくのは、計量の重要度を考えるとおかしい。電気計器の検査・検定については大きな利益を上げているが、これを利用者に還元したいと要望している。手数料が政令により規定されているため、柔軟に対応できないことを御理解頂きたい。
- 不良品率が修理品で高い低いという議論とは別に、検定とはユニバーサルサービスで行う必要があるため、全体として制度がうまく回るよう、慎重な検討をお願いしたい。